自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。	分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。	予防接種法第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該市町村が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。
三　次に掲げる額の合算額 イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第五十九号に掲げる事項については、この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第二号二、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十五号、第四十一号、第四十六号から第四十八号まで、第五十号、第五十一号、第五十二号一、第五十五号、第五十七号、第五十八号、第六十四号、第六十七号から第六十九号まで、第七十五号から第七十八号まで、第八十二号及び第八十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては六分の十一	

自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。	該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三　次に掲げる額の合算額 イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第五十九号に掲げる事項については、この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十五号、第四十一号、第四十六号から第四十八号まで、第五十号、第五十一号、第五十二号一、第五十五号、第五十七号、第五十八号、第六十四号、第六十七号から第六十九号まで、第七十五号から第七十八号まで及び第八十二号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力	